

第4期 特定健康診査等実施計画

(対象期間：令和6年度～令和11年度)

トヨタ自動車東日本健康保険組合

令和6年4月

1. 背景及び主旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などによる大きな環境変化に直面しており医療制度を維持可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、平成20年度より、医療保険者（健康保険組合）は40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施することが医療保険者に対し、義務付けられました。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその結果に係る目標に関する基本的な事項等を定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第一期及び第二期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画が6年を一期に見直されたことを踏まえ、第三期は6年を一期として特定健康診査等実施計画を策定することとする。

2. 達成しようとする目標

1) 第4期計画期間（令和6年度～令和11年度）における現状と課題

(1) 特定健康診査

【目標実施率】

(%)

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
被保険者	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
被扶養者	70.0	70.0	70.0	75.0	75.0	75.0
被保険者＋被扶養者	90.0	90.0	90.0	91.0	92.0	93.0

【実績実施率】

(%)

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
被保険者	98.2	98.3	98.0	98.8	99.1	99.0
被扶養者	73.7	78.1	70.3	71.5	73.1	71.0
被保険者＋被扶養者	90.1	91.8	88.7	89.9	90.8	89.4

特定健康診査の被保険者は事業主が労働安全衛生法に基づき、実施する定期健康診断結果データの提供を受けているため、概ね目標値に近い実施率になっている。

一方、被扶養者の実施率は2020年のコロナ感染症の影響により、目標に対して未達ではあるが未受診者への手紙・電話等による受診勧奨の実施や被保険者へのフォローの結果、少なからず受診率は向上している。

2. 達成しようとする目標

(2) 特定保健指導

【目標実施率（被保険者＋被扶養者）】

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
40歳以上対象者（人）	8,408	8,399	8,289	8,293	8,184	8,151
保健指導対象者数（人） (推計)	2,448	2,452	2,428	2,420	2,410	2,410
実施率（%）	25.0	30.0	40.0	50.0	60.0	60.0
実施者数（人）	613	736	970	1,210	1,446	1,446

【実績実施率（被保険者＋被扶養者）】

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
保健指導対象者数（人）	1,561	1,548	1,600	1,492	1,500	1,524
実施率（%）	16.4	18.0	19.1	18.6	18.7	19.6
実施者数（人）	256	278	305	277	281	298

特定保健指導は被保険者・被扶養者合わせた実施率は目標に対し、未達である。被保険者については、事業主側、保健指導実施機関、健康保険組合の3社で連携し、できるだけ、就業時間中の受診のお願いをしているものの、実態は業務都合等により、キャンセルが多く、受診率が思うように向上しない。被扶養者においても健診後に保健指導を受ける者が少なく受診率は上がっていない。

3. 全国目標と保険者種別達成しようとする目標

【国が示す目標値の考え方】

	第1期	第2期	第3期		第4期
	2012年度まで	2017年度まで	2020年度実績	2023年度まで	2029年度まで 目標案
特定健診実施率	70%以上	70%以上	53.4%	70%以上	70%以上
特定保健指導実施率	45%以上	45%以上	22.7%	45%以上	45%以上
メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率	10%以上 (2008年度比で 2015年度に25% 減少)	25%以上 (2008年度比)	10.9%	25%以上 (2008年度比)	25%以上 (2008年度比)

【特定健康診査 実施率目標】

	保険者全体	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	単一健保	総合健保 (※1)	共済組合
第4期	70%以上	60%以上	70%以上	70%以上 (※2)	90%以上	85%以上	90%以上
(参考)第3期	70%以上	60%以上	70%以上	65%以上	90%以上	85%以上	90%以上

【特定保健指導 実施率目標】

	保険者全体	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	単一健保	総合健保 (1※)	共済組合
第4期	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (※2)	60%以上	30%以上	60%以上
(参考)第3期	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (※2)	55%以上	30%以上	45%以上

4. 当健康保険組合の目標

令和6年度以降の被保険者と被扶養者の特定健診の実施率を3年間は93%、その後3年間は95%に設定する。また、特定保健指導の実施率は、2年毎に10%ずつ上昇させ、28年度以降60%に設定する。

(1) 特定健康診査

【目標実施率】

(%)

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
被保険者	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
被扶養者	75.0	75.0	75.0	77.0	77.0	77.0
被保険者+被扶養者	93.0	93.0	93.0	95.0	95.0	95.0

(2) 特定保健指導

【目標実施率（被保険者+被扶養者）】

(%)

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
動機づけ支援	40.0	40.0	50.0	50.0	60.0	60.0
積極的支援	40.0	40.0	50.0	50.0	60.0	60.0
合計	40.0	40.0	50.0	50.0	60.0	60.0

5. 特定健康診査等の対象者

(1) 特定健康診査

【被保険者】

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
40歳以上対象者数 推計 (人)	5,289	5,274	5,259	5,249	5,239	5,229
目標実施率 (%)	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
目標実施者数 (人)	5236	5221	5206	5197	5187	5177

【被扶養者】

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
40歳以上対象者数 推計 (人)	2,572	2,572	2,572	2,572	2,572	2,572
目標実施率 (%)	75.0	75.0	75.0	77.0	77.0	77.0
目標実施者数 (人)	1,929	1,929	1,929	1,980	1,980	1,980

【被保険者+被扶養者】

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
40歳以上対象者数推計 (人)	7,861	7,846	7,831	7,821	7,811	7,801
目標実施率 (%)	93.0	93.0	93.0	95.0	95.0	95.0
目標実施者数 (人)	7,311	7,297	7,283	7,430	7,420	7,411

5. 特定健康診査等の対象者

(2) 特定保健指導

【被保険者+被扶養者】

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
40歳以上対象者数 推計 (人)	7,477	7,470	7,461	7,454	7,448	7,440
動機付け支援対象者 推計	584	581	578	575	572	567
目標実施率 (%)	40	40	50	50	60	60
目標実施者数 (人)	234	232	289	288	343	340
積極の支援対象者 推計	956	952	946	942	939	936
目標実施率 (%)	40	40	50	50	60	60
目標実施者数 (人)	382	381	473	471	563	562
保健指導対象者合計 (人)	1540	1533	1524	1517	1511	1503
目標実施率 (%)	40	40	50	50	60	60
目標実施者数 (人)	616	613	762	759	907	902

6. 特定健康診査等の実施方法

1) 実施対象者

第3期実施計画に引き続き、40歳代から急増するメタボリックシンドロームに歯止めをかける為法律で義務付けられた実施対象年齢よりも5歳引き下げた35歳以上の加入者を実施対象とする。ただし、本計画における「達成目標」や「対象者数」については、国への実績報告の対象者となる40歳から74歳を対象とした数値を記載している。

2) 実施場所

被保険者については、事業主が一般定期健康診断として実施する指定健診機関にて受診する。

被扶養者については、健診案内の健診機関一覧の中から希望する健診機関にて受診。また、付加価値項目のない特定健診のみを希望する被扶養者等は集合契約（健診機関団体や各地区の医師会等との委託契約）を利用した特定健診を受診する。

3) 実施項目

特定健診は「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とする。また、被保険者は、事業主が行う一般定期健康診断に健保組合が付加するがん検診、歯科検診項目等も同時に追加受診する。

被扶養者は、特定健診項目を付加したコースまたは、特定健診にがん検診を付加したコースを選択可能である。付加項目を希望しない場合は集合契約を利用した特定健診等を受診する。

4) 実施時期

実施時期は、2月末とする。

5) 外部委託

被保険者に健保が付加した項目は、事業主が行う検診を実施する健診機関へ委託する。被扶養者の健診は、健診に係る事務を外部代行業者に委託し、特定健診及び特定付加健診とも全国各地で受信可能となるよう措置する。また、特定健診のみを希望する場合は、集合契約A、Bを利用する。健保組合は支払代行機関である支払基金を通して決済を行う。対象が最寄りの医療機関等での受信が可能となるよう措置をする。

6) 周知や案内方法

周知は当健保の機関誌やホームページに掲載する。

被保険者は、事業主からの定期健診受診の案内を発信する。

被扶養者への健診案内は、毎年5月を目途に対象者の住所宛てに郵送する。

7) 健診受診者のデータの受領方法

健診データは健診委託先を通じて電子データを随時受領し、当健保組合で保管する。また、事業主が実施する定期健康診断の健診データは事業主の契約健診機関より直接電子データまたは紙媒体で受領する。

被扶養者のパート先健診の健診データは紙媒体で直接被扶養者から受領する。

7. 特定保健指導の実施方法

1) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、厚生労働省から示された階層化基準を基に、可能な限り早期に該当する全員を対象として実施することとする。

2) 特定保健指導の実施内容

保健指導に関しては、各事業所の所在地での実施を念頭におき、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングにより実施する。被保険者が既に安衛法に基づく事後指導を受けている場合には、特定保健指導との日程調整を図りながら対象者の利便性を考慮して効率的に実施できるように当健康保険組合と事業主側とで連携する。

3) 実施方法

被保険者については、勤務する事業主側と担当する保健指導会社、健康保険組合の3社で連携を取り、初回面談を設定し実施する。それ以降は、保健指導会社にて本人へ面談、電子メール、書簡、電話等を利用し、継続支援を実施する。また、被扶養者は健診機関等で特定健診を受診し、特定保健指導対象者の場合は保健指導が受けられるよう措置する。

4) 実施時期

実施時期は、被保険者、被扶養者ともに通年とする。

5) 外部委託

被保険者及び被扶養者の特定保健指導については、保健指導実施機関に外部委託する。なお、効率的・効果的な保健指導ができるように、当健康保険組合の要件を満たす委託先を選定していく。

6) 周知や案内方法

被保険者は、健診結果データを基に各健診機関が毎月階層化した特定保健指導対象者を事業主及び保健指導実施機関に通知し、事業主・健保が直接または委託先の特定保健指導実施機関を通して対象者に案内を発信する。

7) 保健指導利用者のデータの受領方法

特定保健指導のデータは委託先を通じて電子データを随時受領し、当健保組合で保管する。

8. 個人情報の保護

- ①当健康保険組合は、トヨタ自動車東日本健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。
- ②当健康保険組合及び委託された健診、保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- ③当健康保険組合のデータ管理責任者は常務理事とする。また、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。
- ④外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者を契約書に明記することとする。

9. 特定健康診査等実施計画書の公表及び周知

当計画は、当健康保険組合のホームページ等に掲載して公表・周知する。

10. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、事業推進状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

以 上